



発行 東京都

目次

告示

- 平成二十八年度東京都補正予算の公表……………一
……………(財務局主計部議案課)……………
 - 宅地建物取引業法による行政処分……………二
……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………
 - 建築基準法による道路の指定の変更……………二
……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………三
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
 - 保安林の指定施業要件の変更予定……………四
……………(産業労働局農林水産部森林課)……………
 - 森林法第百八十九条の掲示……………(同)……………四
- 告示(選)
- 平成二十四年度東京都選挙管理委員会告示第百三十七号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正……………五
 - 平成二十五年度東京都選挙管理委員会告示第百二十九号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正……………五
 - 平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百二十二号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正……………六
 - 平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百七号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正……………六
 - 平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十一号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正……………六

告示

- 四号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正……………七
 - 平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百八号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正……………八
 - 平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正……………八
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………二
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………

東京都告示第千八百十一号

平成二十八年十月十三日東京都議会の議決を得た平成二十八年度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年十一月二日

東京都知事 小池百合子

平成28年度東京都一般会計補正予算

予算総則

平成28年度東京都一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,608,118千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,028,586,118千円と定める。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	377,832,741	7,516	377,840,257
	02 国庫補助金	182,355,740	7,516	182,363,256
11	繰入金	234,568,465	12,600,602	247,169,067
	03 基金繰入金	214,343,928	12,600,602	226,944,530
歳 入 合 計		7,015,978,000	12,608,118	7,028,586,118

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	福祉保健費	1,126,674,000	12,608,118	1,139,282,118
	06 少子社会対策費	195,462,000	12,586,169	208,048,169
	09 施設整備費	75,133,000	21,949	75,154,949
歳 出 合 計		7,015,978,000	12,608,118	7,028,586,118

●東京都告示第千八百二十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社佐久間工務店

(二) 代表者氏名 代表取締役 齋藤 英二

(三) 主たる事務所の所在地 東大和市桜が丘四丁目三百二番地の二

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九九四九一号

(五) 免許年月日 平成二十八年七月二十九日

二 処分年月日 平成二十八年十月二十五日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第千八百十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十一月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------------------

法第四十二条第二項の規定による道路	平成二十八年九月三十日	稲城市大字矢野口中島三十四番一、三十八番、三十九番一、同番二、三十二番一及び同番二の各一部
-------------------	-------------	---

稲城市大字矢野口中島三十四番一、三十八番、三十九番一、同番二、三十二番一及び同番二の各一部	延長 四七・三二	幅員 三・二二 四・一〇
---	-------------	--------------------

(現状、道の形状を成している部分の幅員)

飯換地 三十
六街区 稲城市
大字矢野口
字中島三百十七、三百十八、三百十九一、三百二十一、三百二十一、三百二十一、一及び三百二十一

●東京都告示第八百十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第九百九十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区西品川一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シスー・二・ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

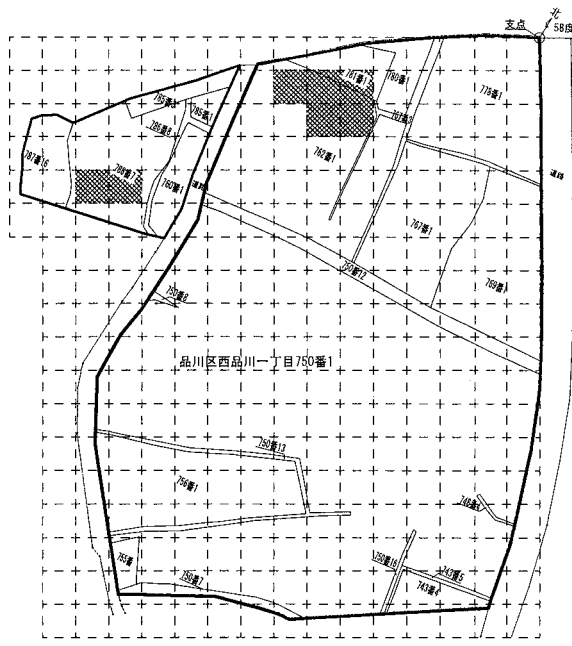
別図

【支点】
支点は、品川区西品川一丁目778番1の最北端とする。

【格子の回転角度】 58度
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- 敷地境界線
- - - 単位区画境界線
- 筆境界線
- 指定を解除する区域



●東京都告示第千八百十六号

市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。

- (一) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに八王子市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。
- (二) 次のとおりとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (三) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (二) 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 八王子市・西多摩郡奥多摩町(以上一市一町について次の図に示す部分に限る。)

東京都知事 小 池 百合子

平成二十八年十一月二日

●東京都告示第千八百十五号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
八王子市裏高尾町一六六三番	石川武、石川恵理子、吉田晴子	八王子市役所
八王子市裏高尾町一八五二番	多田悦子、島田敦美	
八王子市美山町七七六番二	有限会社岩田商事	
西多摩郡日の出町大字平井字足下田三四七三番	町田邦子	日の出町役場
西多摩郡日の出町大字平井字足下田三四七六番八	文済春	
西多摩郡日の出町大字平井字谷ノ入三八九七番	菖蒲亨	
西多摩郡檜原村字本宿五五四五番二	小西やき、坂本喜助、高取恒三郎、小林登	檜原村役場
西多摩郡檜原村字南郷六三一六番四	八木佳子、木住野達也、木住野哲、木住野誠一	

二 通知の要旨

- （一）一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。
- （二）変更後の指定施業要件については、平成二十八年東京都告示第千四百二十三号のとおり。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、中島よしきを応援する会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号）の一部を次のように訂正する。

平成二十八年十一月二日

東京都選挙管理委員会

中島よしお後援会の部に次のように加える。

政治団体の名称 中島よしきを応援する会

報告年月日 平成24年1月11日

円

1 収入総額	14,400
前年繰越額	0
本年収入額	14,400
2 支出総額	0
(翌年への繰越額)	14,400

3 本年収入の内訳

寄附の総額	14,400
政党等からの総額	14,400
政治団体からの総額	14,400

収入総額及び支出総額がともにない政治団体の部中島よしきを応援する会の項を削る。

●東京都選挙管理委員会告示第百四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都足立区第3支部、民主党東京都第21区総支部、はぎうだ光一後援会及び菅原なおしを育てる会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号）の一部を次のように訂正する。

平成二十八年十一月二日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都足立区第3支部の部1収入総額の項中「9,157,268」を「9,107,268」に、「7,640,400」を「7,590,400」に改め、同部2支出総額の項中「1,978,468」を「1,928,468」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「6,590,000」を「6,540,000」に、「2,780,000」を「2,730,000」に改める。

民主党東京都第21区総支部の部1収入総額の項中「53,154,799」を「53,337,192」に、「47,175,737」を「47,358,130」に改め、同部2支出総額の項中「34,050,463」を「34,232,856」に改め、同部3本年収入の

<p>内訳の項中</p> <p>「その他の収入 1件 10万円未満のもの」 2,400,112 を</p> <p>「その他の収入 1件 10万円未満のもの」 2,582,505 に</p> <p>1件 10万円未満のもの 182,505 に</p> <p>改める。</p> <p>はぎうだ光一後援会の部1収入総額の項中「27,029,581」を「27,529,581」に、「21,720,010」を「22,220,010」に改め、同部2支出総額の項中「8,128,379」を「8,628,379」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「10,500,000」を「11,000,000」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中「1,500,000」を「2,000,000」に改める。</p>	<p>(政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地)</p> <p>民主党東京都第21区総支部 88,200 立川市</p> <p>●東京都選挙管理委員会告示第百四十八号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、中島よしきを応援する会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第二十二号）の一部を次のように訂正する。</p> <p>平成二十八年十一月二日</p> <p>東京都選挙管理委員会</p> <p>中島よしきを応援する会の部1収入総額の項中</p>	<p>民主党東京都第21区総支部 69,200 立川市</p> <p>●東京都選挙管理委員会告示第百四十九号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、もり愛後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百七号）の一部を次のように訂正する。</p> <p>平成二十八年十一月二日</p> <p>東京都選挙管理委員会</p> <p>もり愛後援会（平成18年11月10日届出）</p>
<p>「収入総額 前年繰越額 本年収入額」</p> <p>456,652 368,452 0</p> <p>456,652 368,452 88,200</p> <p>改め、同部2支出総額の項中「368,452」を「456,652」に改め、同項の次に次のように加える。</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 88,200</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 88,200</p> <p>政治団体からの寄附 88,200</p> <p>4 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの） (寄附者)</p>	<p>「収入総額 前年繰越額 本年収入額」</p> <p>50,000 0 50,000</p> <p>50,000 83,600 14,400</p> <p>69,200</p> <p>改め、同部2支出総額の項中「50,000」を「83,600」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「50,000」を「69,200」に改め、同項の次に次のように加える。</p> <p>4 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの） (寄附者)</p> <p>(政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地)</p>	<p>報告年月日 平成27年4月15日</p> <p>1 収入総額 200,000</p> <p>前年繰越額 0</p> <p>本年収入額 200,000</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(翌年への繰越額) 200,000</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 200,000</p> <p>政党匿名寄附を除く寄附 200,000</p> <p>政治団体からの寄附 200,000</p> <p>4 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）</p>

(寄附者)
 (政治団体からの寄附) (金額:円) (住所)
 東京未来の会 100,000 品川区
 民主党東京都第4区総支部 100,000 大田区
 収入総額及び支出総額がとれない政治団体の部より愛
 後援会(平成18年11月10日届出)の項を削る。

●東京都選挙管理委員会告示第百五十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十
 二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に
 ついて、自由民主党東京都第一選挙区支部、自由民主党東
 京都中野区第3支部、自由民主党東京都第十選挙区支部、
 自由民主党豊島総支部、自由民主党東京都足立区第3支部、
 自由民主党東京都第十九選挙区支部、民主党東京都第2
 区総支部、はぎうだ光一後援会、東京都医師政治連盟蒲田
 支部、菅原なおしを育てる会及び松田公太フェローの会か
 ら訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に
 基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十六年東京
 都選挙管理委員会告示第百三十四号)の一部を次のように
 訂正する。

平成二十八年十一月二日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第一選挙区支部の部1収入総額の項中
 「23,729,882」を「24,029,882」に、「13,284,209」を
 「13,584,209」に改め、同部2支出総額の項中
 「11,201,691」を「11,501,691」に改め、同部3本年収入の
 内訳の項中「1,170,000」を「1,470,000」に、「20,000」を

「320,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超
 えるもの)の項中
 「(寄附者) (金額) (住所) 」を
 「(寄附者) (金額) (住所) 」に
 (個人からの寄附) 円
 山田 美樹 300,000 新宿区
 改める。

自由民主党東京都中野区第3支部の部1収入総額の項中
 「2,993,892」を「4,843,892」に、「2,588,031」を
 「4,438,031」に改め、同部2支出総額の項中「2,295,239」
 を「4,145,239」に改め、同部3本年収入の内訳の項中
 「1,990,000」を「3,840,000」に、「450,000」を
 「2,300,000」に改め、同部4支出の内訳の項中
 「1,082,371」を「2,932,371」に、
 「組織活動費 1,033,583」を
 「組織活動費 1,033,583
 選挙関係費 1,850,000」に
 改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項
 中

「都議会自由民主党 400,000 町田市」を
 「都議会自由民主党 400,000 町田市」
 東京都医師政治連盟 1,200,000 中野区
 中野支部
 東京都薬剤師連盟 100,000 千代田区
 東京都中野区歯科医
 師連盟 200,000 中野区
 東京不動産政治連盟 100,000 千代田区

全国たばこ販売政治 100,000 港区
 連盟東京地区本部
 東京都歯科医師連盟 100,000 千代田区
 改める。

自由民主党東京都第十選挙区支部の部1収入総額の項中
 「34,875,915」を「34,575,915」に、「23,369,000」を
 「23,069,000」に改め、同部2支出総額の項中
 「16,070,265」を「15,770,265」に改め、同部3本年収入の
 内訳の項中

「本部又は支部から供与された交付金 12800,000
 に係る収入」を
 自由民主党東京都支部連合会 300,000
 「本部又は支部から供与された交付金 12500,000
 に係る収入」に
 改める。
 自由民主党豊島総支部の部1収入総額の項中
 「12,852,043」を「13,152,043」に、「12,091,700」を
 「12,391,700」に改め、同部2支出総額の項中「754,135」
 を「1,054,135」に改め、同部3本年収入の内訳の項中
 「300,000」を「600,000」に改める。
 自由民主党東京都足立区第3支部の部1収入総額の項中
 「29,748,905」を「29,698,905」に、「1,978,468」を
 「1,928,468」に改め、同部2支出総額の項中「5,354,835」
 を「5,304,835」に改め、同部3本年収入の内訳の項中
 「6,172,717」を「6,272,717」に、「17,692,720」を
 「17,592,720」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を
 超えるもの)の項中

「野口 節 200,000 足立区」を
 「野口 節 200,000 足立区」
 「野口 節 200,000 足立区」

佐藤 征広 100,000 埼玉県さいたま市
 「児玉コンクリート工業㈱」 100,000 豊島区
 光村図書出版㈱ 100,000 品川区
 「児玉コンクリート工業㈱」 100,000 豊島区
 に改める。

自由民主党東京都第十九選挙区支部の部2支出総額の項中「25,596,708」を「25,723,507」に「5,397,608」を「5,270,809」に改め、同部4支出の内訳の項中「10,025,016」を「10,151,815」に「2,218,862」を「2,289,741」に「2,959,668」を「3,015,588」に改める。
 民主党東京都第二区総支部の部1収入総額の項中「51,470,508」を「51,652,901」に「34,050,463」を「34,232,856」に改め、同部2支出総額の項中「26,776,307」を「26,958,700」に改める。
 はやぶた光一後援会の部1収入総額の項中「33,791,039」を「34,291,039」に「8,128,379」を「8,628,379」に改め、同部2支出総額の項中「6,822,832」に改める。

東京都医師政治連盟蒲田支部の部1収入総額の項中「21,533,999」を「21,528,023」に「8,889,950」を「8,883,974」に改め、同部2支出総額の項中「8,920,224」を「9,047,464」に「12,613,775」を「12,480,559」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「6,632,000」を「6,626,000」に「2,824」を「2,822」に「1,950」を「1,974」に改め、同部4支出の内訳の項中「192,860」を「193,700」に「90,240」を「91,080」に「8,727,364」を「8,853,764」に「2,495,684」を「2,622,084」に改める。

菅原なおしを育てる会の部1収入総額の項中

「収入総額 368,452
 前年繰越額 368,452
 本年収入額 0
 収入総額 494,852
 前年繰越額 456,652
 本年収入額 38,200」

改め、同部2支出総額の項に次のように加える。

3 本年収入の内訳
 寄附の総額 38,200
 政党匿名を除く寄附の額 38,200
 政治団体からの寄附 38,200
 松田公太フェローの会の部2支出総額の項中「365,180」を「341,440」に「162,044」を「185,784」に改め、同部4支出の内訳の項中
 「政治活動費 365,180
 組織活動費 237,401
 政治活動費 341,440」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、より愛後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百八号）の一部を次のように訂正する。

平成二十八年十一月二日

東京都選挙管理委員会

より愛後援会（平成18年11月10日届出）

政治団体の名称 政治団体の名称
 報告年月日 平成27年4月15日

1 収入総額 362,000
 前年繰越額 200,000
 本年収入額 162,000

2 支出総額 0
 （翌年への繰越額） 362,000

3 本年収入の内訳
 寄附の総額 162,000
 政党匿名寄附を除く寄附 162,000
 政治団体からの寄附 162,000

4 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）
 （寄附者）
 （政治団体からの寄附）（金額：円）（住所）
 民主党東京都第4区総支部 162,000 大田区

収入総額及び支出総額がとれない政治団体の部より愛後援会（平成18年11月10日届出）の項を削る。

●東京都選挙管理委員会告示第百五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第一選挙区支部、自由民主党東京都第九選挙区支部、自由民主党東京都第十選挙区支部、

自由民主党東京都第十五選挙区支部、自由民主党東京都第十九選挙区支部、自由民主党東京都第二十四選挙区支部、自由民主党東京都第二〇総支部、自由民主党東京都第二一区総支部、自由民主党豊島総支部、自由民主党東京都足立区第三支部、自由民主党東京都足立区第二十五支部、仁政会、東京鹿優会、はぎうだ光一後援会、荒木田聡後援会、吉野正人後援会、東京都医師政治連盟新宿支部、東京都医師政治連盟蒲田支部、自誓会、菅原なおしを育てる会、博友会、東村山・生活者ネットワーク、松田公太フェローの会及びもり愛後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号)の一部を次のように訂正する。

平成二十八年十一月二日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第一選挙区支部の部一収入総額の項中「42,079,272」を「42,379,272」に、「11,201,691」を「11,501,691」に改め、同部二支出総額の項中「9,240,426」を「9,540,426」に改める。
 自由民主党東京都第九選挙区支部の部二支出総額の項中「65,207,209」を「65,351,208」に、「2,134,988」を「1,990,989」に改め、同部四支出の内訳の項中「31,035,372」を「31,179,371」に、「12,369,256」を「12,513,255」に改める。
 自由民主党東京都第十選挙区支部の部一収入総額の項中「45,572,266」を「45,272,266」に、「16,070,265」を「15,770,265」に改め、同部二支出総額の項中「13,535,070」を「13,235,070」に改める。

自由民主党東京都第十五選挙区支部の部二支出総額の項中「49,162,300」を「49,162,849」に、「21,715,015」を「21,714,466」に改め、同部四支出の内訳の項中「11,964,762」を「11,965,311」に、「6,000,000」を「6,000,549」に改める。
 自由民主党東京都第十九選挙区支部の部一収入総額の項中「53,432,503」を「53,305,704」に、「5,397,608」を「5,270,809」に改め、同部二支出総額の項中「4,134,743」を「4,007,944」に改める。
 自由民主党東京都第二十四選挙区支部の部一収入総額の項中「144,097,707」を「144,537,234」に、「96,507,004」を「96,946,531」に改め、同部二支出総額の項中「78,083,603」を「78,523,130」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「19,700,000」を「20,139,527」に、「自由民主党支部連合会」を「自由民主党支部連合会」に改める。
 自由民主党東京都第二〇総支部の部一収入総額の項中「6,552,200」を「6,552,308」に改め、同部二支出総額の項中「1,168,848」を「1,168,956」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「民主」を「民主」に改める。
 自由民主党東京都第二一区総支部の部一収入総額の項中「63,244,847」を「63,648,902」に、「26,776,307」を

「300,000」を「739,527」に改める。
 自由民主党東京都第二〇総支部の部一収入総額の項中「6,552,200」を「6,552,308」に改め、同部二支出総額の項中「1,168,848」を「1,168,956」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「民主」を「民主」に改める。
 自由民主党東京都第二一区総支部の部一収入総額の項中「63,244,847」を「63,648,902」に、「26,776,307」を

「300,000」を「739,527」に改める。
 自由民主党東京都第二〇総支部の部一収入総額の項中「6,552,200」を「6,552,308」に改め、同部二支出総額の項中「1,168,848」を「1,168,956」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「民主」を「民主」に改める。
 自由民主党東京都第二一区総支部の部一収入総額の項中「63,244,847」を「63,648,902」に、「26,776,307」を

「300,000」を「739,527」に改める。
 自由民主党東京都第二〇総支部の部一収入総額の項中「6,552,200」を「6,552,308」に改め、同部二支出総額の項中「1,168,848」を「1,168,956」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「民主」を「民主」に改める。
 自由民主党東京都第二一区総支部の部一収入総額の項中「63,244,847」を「63,648,902」に、「26,776,307」を

「26,958,700」に、「36,468,540」を「36,690,202」に改め、同部二支出総額の項中「32,750,159」を「33,154,214」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「2,638,740」を「2,860,402」に、「24,540」を「24,6202」に改める。
 自由民主党豊島総支部の部一収入総額の項中「15,695,935」を「15,995,935」に、「754,135」を「1,054,135」に改め、同部二支出総額の項中「697,517」を「997,517」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「12,820,000」を「12,520,000」に、「300,000」を「600,000」に改める。
 自由民主党東京都足立区第三支部の部一収入総額の項中「13,162,435」を「13,112,435」に、「5,354,835」を「5,304,835」に改め、同部二支出総額の項中「3,672,435」を「3,622,435」に改める。

自由民主党東京都足立区第二十五支部の部一収入総額の項中「3,781,344」を「3,981,344」に、「438,800」を「638,800」に改め、同部二支出総額の項中「2,741,474」を「2,941,474」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「個人の負担する党費又は公費」を「個人の負担する党費又は公費」に改める。
 自由民主党東京都足立区第二十五支部の部一収入総額の項中「3,781,344」を「3,981,344」に、「438,800」を「638,800」に改め、同部二支出総額の項中「2,741,474」を「2,941,474」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「個人の負担する党費又は公費」を「個人の負担する党費又は公費」に改める。
 自由民主党東京都足立区第二十五支部の部一収入総額の項中「3,781,344」を「3,981,344」に、「438,800」を「638,800」に改め、同部二支出総額の項中「2,741,474」を「2,941,474」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「個人の負担する党費又は公費」を「個人の負担する党費又は公費」に改める。

自由民主党東京都足立区第二十五支部の部一収入総額の項中「3,781,344」を「3,981,344」に、「438,800」を「638,800」に改め、同部二支出総額の項中「2,741,474」を「2,941,474」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「個人の負担する党費又は公費」を「個人の負担する党費又は公費」に改める。
 自由民主党東京都足立区第二十五支部の部一収入総額の項中「3,781,344」を「3,981,344」に、「438,800」を「638,800」に改め、同部二支出総額の項中「2,741,474」を「2,941,474」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「個人の負担する党費又は公費」を「個人の負担する党費又は公費」に改める。
 自由民主党東京都足立区第二十五支部の部一収入総額の項中「3,781,344」を「3,981,344」に、「438,800」を「638,800」に改め、同部二支出総額の項中「2,741,474」を「2,941,474」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「個人の負担する党費又は公費」を「個人の負担する党費又は公費」に改める。

自由民主党東京都足立区第二十五支部の部一収入総額の項中「3,781,344」を「3,981,344」に、「438,800」を「638,800」に改め、同部二支出総額の項中「2,741,474」を「2,941,474」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「個人の負担する党費又は公費」を「個人の負担する党費又は公費」に改める。
 自由民主党東京都足立区第二十五支部の部一収入総額の項中「3,781,344」を「3,981,344」に、「438,800」を「638,800」に改め、同部二支出総額の項中「2,741,474」を「2,941,474」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「個人の負担する党費又は公費」を「個人の負担する党費又は公費」に改める。
 自由民主党東京都足立区第二十五支部の部一収入総額の項中「3,781,344」を「3,981,344」に、「438,800」を「638,800」に改め、同部二支出総額の項中「2,741,474」を「2,941,474」に改め、同部三本年収入の内訳の項中「個人の負担する党費又は公費」を「個人の負担する党費又は公費」に改める。

5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)

個人の負担する党費又は公費	(113人)	を
寄附の総額	200,000	に
政党匿名分を除く寄附の額	200,000	に
法人その他の団体からの寄附	200,000	に
改め、同部四支出の内訳の項に次のように加える。		

東京都公報

<p>(寄附者) (法人その他の団体からの寄附)</p> <p>(金額) (事務所の所在地)</p> <p>円</p> <p>200,000 足立区</p> <p>「後藤藤造園」の部1収入総額の項中「5,845,704」を「5,945,704」に、「1,770,000」を「1,870,000」に改め、同部2支出総額の項中「97,335」を「197,335」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「470,000」を「570,000」に、「410,000」を「510,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中</p>	<p>「2,671,503」に、「298,095」を「301,092」に、「2,072,857」を「2,073,289」に改め、同部6寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中</p> <p>「初鹿 明博」 910,000 江戸川区 「初鹿 明博」 910,000 江戸川区</p> <p>(政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地)</p> <p>円</p> <p>500,000 大田区</p> <p>改める。</p> <p>はぎやうだ光一後援会の部1収入総額の項中「22,826,176」を「23,326,176」に、「6,322,832」を「6,822,832」に改め、同部2支出総額の項中「8,916,035」を「9,416,035」に改める。</p> <p>荒木田聡後援会の部2支出総額の項中「2,707,228」を「4,221,061」に、「2,583,214」を「1,069,381」に改め、同部3支出の内訳の項中「1,226,622」を「1,326,498」に、「備品・消耗品費」 26,622 を「備品・消耗品費」 26,622 「事務所費」 99,876</p>	<p>「11,239,320」を「11,539,320」に、「9,750,000」を「10,050,000」に改める。</p> <p>東京都医師政治連盟蒲田支部の部1収入総額の項中「20,507,713」を「20,374,497」に、「12,613,775」を「12,480,559」に改め、同部2支出総額の項中「7,964,267」を「7,964,831」に、「12,543,446」を「12,409,666」に改め、同部4支出の内訳の項中「104,320」を「104,884」に、「10,327」を「10,891」に改める。</p> <p>自誓会の部2支出総額の項中「61,590,352」を「61,717,943」に、「19,512,475」を「19,384,884」に改め、同部4支出の内訳の項中「60,733,265」を「60,860,856」に、「4,939,125」を「5,066,716」に改める。</p> <p>普原なおしを育てる会の部1収入総額の項中「412,652」を「584,052」に、「368,452」を「494,852」に、「44,200」を「89,200」に改め、同部2支出総額の項中「112,652」を「284,052」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「44,200」を「89,200」に改め、同部4支出の内訳の項の次に次のように加える。</p> <p>5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの) (寄附者) (金額) (事務所の所在地)</p> <p>(政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地)</p> <p>円</p> <p>89,200 立川市</p> <p>民主党東京都第21区総支部 博友会(井上 智治)の部2支出総額の項中「11,448,637」を「21,448,637」に、「46,303,054」を</p>
<p>「4,922,298」に、「4,395,357」を「4,895,357」に改め、同部2支出総額の項中「4,414,395」を「4,417,824」に、「7,903」を「504,474」に改め、同部3本年収入の内訳の項中</p> <p>「寄附の総額」 1,540,352</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 1,540,352</p> <p>個人からの寄附 1,540,352</p> <p>「寄附の総額」 2,040,352</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 2,040,352</p> <p>個人からの寄附 1,540,352</p> <p>政治団体からの寄附 500,000</p> <p>改め、同部4支出の内訳の項中「2,668,074」を</p>	<p>「1,480,606」を「2,894,563」に改める。</p> <p>吉野正人後援会の部1収入総額の項中「123,000」を「74,000」に、「49,000」を「0」に改め、同部2支出総額の項中「123,000」を「74,000」に改め、同部3本年収入の内訳の項を削る。</p> <p>東京都医師政治連盟新宿支部の部2支出総額の項中「11,291,072」を「11,591,072」に、「6,558,140」を「6,258,140」に改め、同部4支出の内訳の項中</p>	<p>「11,448,637」を「21,448,637」に、「46,303,054」を</p>

「36,303,054」に改め、同部4支出の内訳の項中「10,884,673」を「20,884,673」に	
「調査研究費」	662,470を
「調査研究費」	662,470を
寄附・交付金	10,000,000に
改める。	
東村山・生活者ネットワークの部2支出総額の項中「3,028,138」を「3,081,748」に、「2,584,074」を「2,530,464」に改め、同部4支出の内訳の項中「468,514」を「522,124」に、「346,680」を「400,290」に、「341,336」を「394,946」に改める。	
松田公太フェローの会の部1収入総額の項中「615,044」を「638,784」に、「162,044」を「185,784」に改め、同部2支出総額の項中「164,183」を「187,923」に改める。	
桃野よしふみと区政をつくる会の部の次に次のように加える。	
政治団体の名称	もり愛後援会 (平成18年11月10日届出)
報告年月日	平成27年4月15日
	円
1 収入総額	415,000
前年繰越額	362,000
本年収入額	53,000
2 支出総額	0
(翌年への繰越額)	415,000
3 本年収入の内訳	
寄附の総額	53,000

政党匿名分を除く寄附の額	53,000
政治団体からの寄附	53,000
4 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)	
(寄附者)	
(政治団体からの寄附)	(金額) (事務所の所在地)
	円
民主党東京都第4区憲支部	53,000 大田区
収入総額及び支出総額がともにない政治団体の部もり愛後援会 (平成18年11月10日届出) の項を削る。	

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

申請のあった年月日

平成二十八年八月五日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク

三 代表者の氏名	中根 裕
四 主たる事務所の所在地	東京都世田谷区船橋一丁目一番二一〇四号
五 定款に記載された目的	この法人は、高齢者・障がい者などの移動困難者及びその移動を支援する団体に対して移動サービスに関する事業を行うことにより、市民の生活権の一部である移動権の確立に寄与し、もって共生の社会を実現することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
一 申請のあった年月日	平成二十八年八月五日
二 特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人雄山會
三 代表者の氏名	山崎 雄二
四 主たる事務所の所在地	東京都江戸川区松島三丁目四十一番十一号 浅岡ビル 三階G室
五 定款に記載された目的	この法人は子供の反射神経、運動神経を鍛えるための能力開発を行い、人間本来の能力を高めスポーツと武道を通じ、様々な問題を抱えている子供たちへの支援及び地域活動を行い、将来に対して期待を持たない現代青少年が、目的を持った人生設計を行うため、本物の技術に触れることで、人間と人間のより良い関係を構築し人間社会に夢と希望と安心を与える社会づくりに寄与するこ

とを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人野外遊び喜び総合研究所

三 代表者の氏名

中嶋 信

四 主たる事務所の所在地

東京都府中市四谷三丁目二十七番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とし、青少年健全育成事業、社会教育推進事業及びまちづくり推進事業等を行い、もって、豊かで活力のある社会の創造に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人H P A

三 代表者の氏名

堤 幹夫

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区東砂二丁目十五番十六一〇〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の各地域の学校等で、その学生、教員及び、地域住民等、志有る人々の日本語や外国言語の習得チャンスを作り、得られた能力を活用出来る様に

交流支援活動を行う。と共に各地域の産業・風習等、様々な分野で相互理解を深め、地域の人々の笑顔創りを広める事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい田無

たすけあいワーカーズそよかせ

三 代表者の氏名

海老沢 節子

四 主たる事務所の所在地

東京都西東京市田無町四丁目六番七号

五 定款に記載された目的

本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、赤ちやんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等の支援、調査研究、政策提案等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001